



今月のお知らせ

感染症の流行状況によっては、事業を変更する場合があります。ご了承ください。

さわやかサロン

日時：9月12日(木) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：**みんなで手わやく**
簡単な作品を作りながら
みんなでしゃべりましょう！

ペン習字教室

日時：9月17日(火) 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：「**絵手紙**」「**実用的な書**」
「**石への描画(ストーンアート)**」など
～いつでも、どこでも、
誰でも、楽しめること～



ゆとり教室

日時：9月24日(火) 11時00分～
場所：**上米積 老人憩いの家**
法話：阪本 仁さん
「一緒に生命の大切さを考えましょう」

手話教室

日時：9月25日(水) 19時30分～
場所：さわやか人権文化センター
手話で簡単な日常会話、
子どもから大人まで
楽しく学びましょう。



「みんなの楽級」参加者募集！

日時：**10月5日(土)** 13時30分～
場所：さわやか人権文化センター
内容：**多肉植物の寄せ植え**
参加費：**500円程度**
定員：10人
参加申込先：さわやか人権文化センター(電話・FAX 28-2017)
申込締切：9月20日(金)



※多肉植物を植える鉢、ポット、
容器などをご持参ください。
(大きさ:直径10cm程度)

困りごとはありませんか？ 人権が侵害されていませんか？

悩みごと・生活に困っていることがありましたら、どんなことでも、1人で抱えこまずにご相談ください。

倉吉市 人権政策課
さわやか人権文化センター

差別落書きや差別発言などに遭遇しましたら、倉吉市人権政策課もしくは人権文化センターにご相談ください。

電話 22-8130
電話/fax 28-2017

さわやか人権文化センターだより



センターだより「さわやか」に関するご意見・ご要望をおよせください。

2024年9月1日発行 No.359
〔発行所〕さわやか人権文化センター
〔所在地〕〒682-0602
倉吉市上米積 1074-1
〔電話兼ファックス〕0858-28-2017
〔メールアドレス〕sawayaka@ncn-k.net

高城・北谷保育園

異文化交流会！中国



7月19日、さわやか人権文化センターに
高城保育園・北谷保育園の年長児を招き、
異文化交流会を行いました。

昨年に引き続き、中国の国際交流員、
金香欄(きん こうらん)さんを講師に、中
国の文化や遊びを教えていただきました。



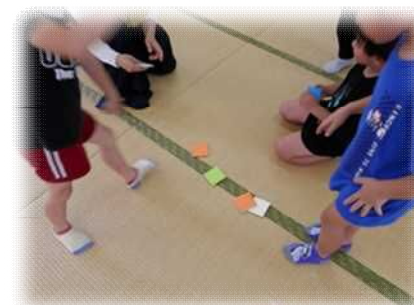
手遊び歌で、両手いっぱい
大きな花を咲かせました。



「文化の紹介」では、「中国は何番目に大きい？」「人口は何番目に多い？」などクイズ形式で楽しく知ることができました。

「中国伝統の遊び」では、「パヤジ」(メンコのようなもの)と一緒に作り、友だちと勝負しながら遊びました。

日本とは違った文化があることを知り、楽しく体験することができました。



相手のパヤジをひっくり返したら勝ち！
なかなかひっくり返りません。



色紙を選び、
模様や絵を
描いて自分
だけのパヤ
ジが完成し
ました！



差別と闘い、命を守る取り組みに学ぶ

8月7日に、久米中学校区同和教育研究協議会現地研修会を開催しました。この研修会は、久米中学校区の保育園、小学校、中学校、コミュニティセンター、児童センター、人権文化センターなどの公的機関に新たに転任・採用された職員を対象として、部落問題をはじめ人権問題を考える場です。今年度は19名の参加者により、フィールドワークと座学で「地域で取り組んできた命を守る闘い（同和対策事業）」「差別の現実」について学んだあと、グループに分かれて話し合いました。



「地域の同和対策事業、フィールドワーク」では、災害や厳しい生活環境の解決にむけて、悩みながらも『一人の問題はみんなの問題』ととらえて住民が運動してきたことを学びました。「差別の現実」では、最近の被差別体験の事例から、今も私たちの身近に部落差別が存在し、差別する意図はなくても当事者を不安にさせている事案があることを知りました。

その後のグループワークでは、「研修を通じてこれからの生活に生かしていけること」「部落差別と自分、自身の生活とのつながり」などについて話し合いました。



参加者の意見

(一部)

- 当事者は小さなことでも心に残る。一生それで暮らしていく。その重さを感じる。
- 子どものころ、「社会的立場の学習」のとき、発表した友だちに「発表よかったよ」というのが精いっぱいだった。その子が抱えている根本的課題を考えることができなかった。
- 正しく知ること。知らないとは差別かどうかわからない。



第4回倉吉市人権のために学ぶ同和教育講座 部落問題

「若者と部落問題」 ～20代の私たちが想うこと～

日時：9月8日（日）13時30分～15時00分

場所：倉吉交流プラザ 視聴覚ホール

講師：北中 健太郎 さん（公立鳥取環境大学3年生）

中口 諒子 さん（倉吉市人権文化センター指導員）

お問い合わせ：倉吉市人権政策課 ☎ 22-8130

講師のお二人は人権学習を通じて数々の貴重な経験をしてられました。

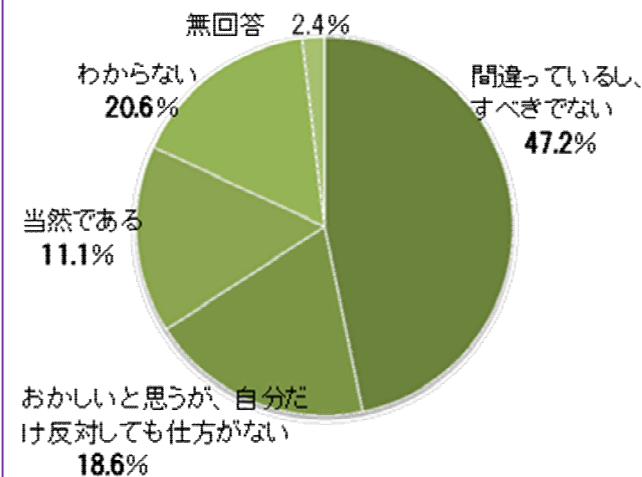
これまでの体験やこれから学びたいこと、大切にしたいことなど、20代のお二人が感じられている人権学習に対する想いをお話していただきます。

身元調査を しない！ させない！ 許さない！！

9月は
「身元調査お断り運動推進強調月間」です

鳥取県では、重大な人権侵害や差別行為である身元調査をなくすため、1996（平成8）年から「身元調査お断り運動」を県民運動として推進し、毎年9月を「身元調査お断り運動推進強調月間」としています。

倉吉市民の意識調査（2019年） 結婚時の身元調査について



身元調査とは

身元調査には、結婚や就職の際に行う調査、仕事上での相手方の信用調査・資力調査など、さまざまなものがあります。

そのなかで、人生の重要な門出となる結婚や就職に際し、本人の知らないところで、その人の経歴、思想・信条、家柄、家庭環境、資産等の“聞き合わせ”や、興信所等の民間調査機関によって行われる身元調査は多くの場合、重大な人権侵害であり差別行為になります。

インターネットと個人情報

インターネットに個人の住所や電話番号の他にも差別的な情報が

載っています。実際に、インターネットの情報を見て役場に「そこが被差別部落かどうか」を問い合わせる事象が発生しています。SNSに載せたあなたの写真や書き込みが身元調査に使われる可能性もあります。

身元調査は立派な人権侵害

身元調査を行ったり依頼する、あるいは引き受けたりすることは、人間の尊厳を無視し、差別意識や偏見に基づく行為であり、決して許されるものではありません。そして、注意しなければならないのは、差別意識や偏見がなくても、調査する側の巧みな言葉によって、つい第三者のことをあれこれ話してしまい、結果として身元調査に協力してしまう場合もあります。人権を侵害し差別行為につながる調査には協力しないようにすることが大切です。

身元調査を許さない！

身元調査はプライバシーの侵害であるとともに、被差別部落出身者や在日外国人などが不当に差別的な扱いを受けるといった人権侵害につながります。本人の能力とは関係ない「生まれ」や「家庭環境」などで、将来の夢や希望を奪い取る行為は絶対に許されません。

「鳥取県内の被差別体験聞き取り」より

— 60代男性 2012年 —

私の職場に、『息子の付き合っている女性の出身地が同和地区かどうかについて』の問い合わせが、県外の方からありました。

「なぜ、そのようなことを調べる必要があるのか」と尋ねると、「インターネットで見ると、同和地区とされた地域と相手の娘さんの出身地が同じなので、このまま2人の結婚を認めていいのかわかり不安になって調べている」とのことでした。

「その内容には、お答えできかねます。身元や出身を調べて息子さんと相手の女性の結婚に反対することは、差別につながります。もっと相手の女性の人間性で評価してあげることはできませんか」と伝えると、「それはわかっているんですが・・・」と言って、しばらく沈黙した後、電話が切れてしまいました。

